

国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策・豪雨災害対策の拡充

～重要構造物に隣接する農業水利施設の一体的な整備～

○ 基幹的農業水利施設の多くは、戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから、老朽化が進行。

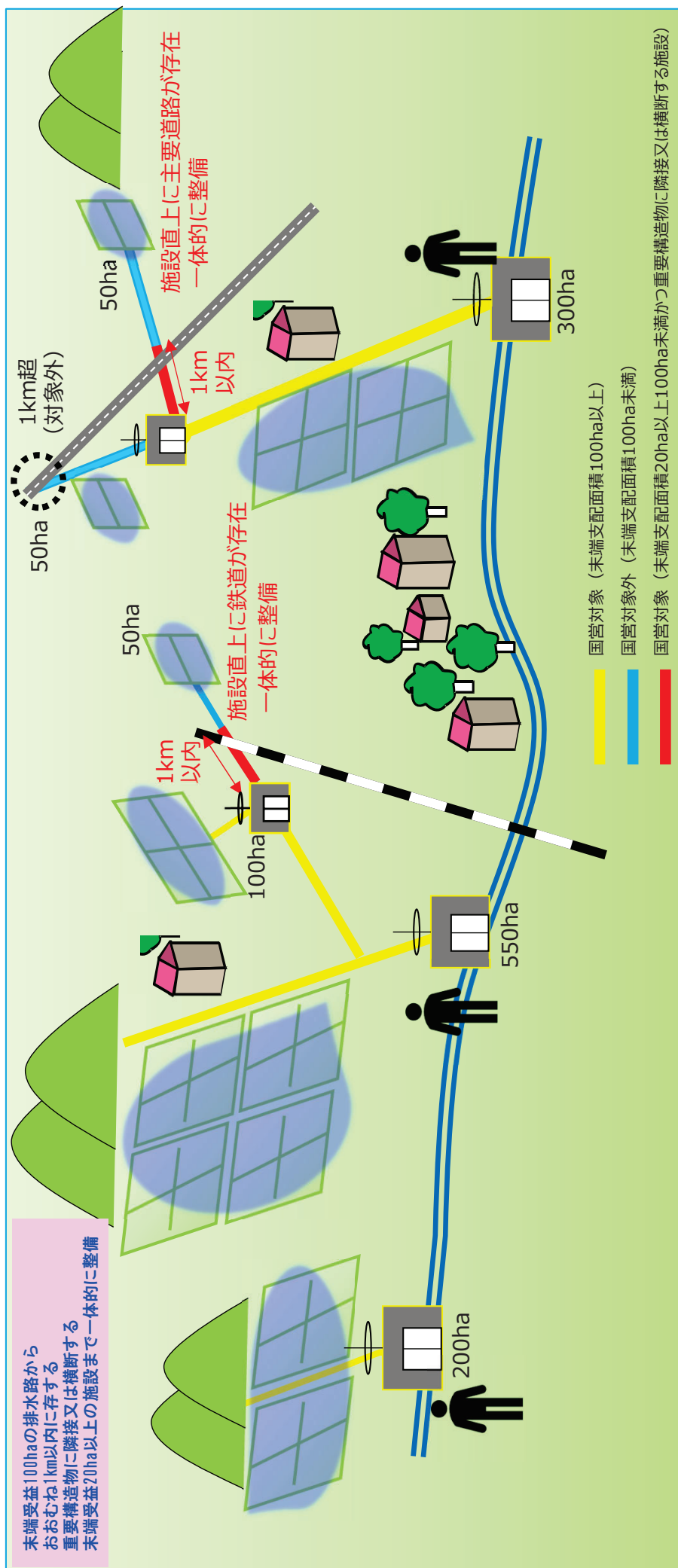
○ 施設の老朽化や頻発化・激甚化する自然災害の影響により、突発事故や湛水被害のリスクが増大。

○ 特に、主要道路や鉄道等に隣接又はこれらを横断する施設については、自然災害や突発事故の発生により損壊、機能停止等が発生した際に、人命・財産等に甚大な被害が生じるおそれがある。

○ このため、既存の「地域防災対策」及び「豪雨災害対策」において、①国営事業で整備する施設の末端（100ha以上）からおおむね1km以内に存する施設であり、②施設の損壊、機能停止等が発生した場合に人命・財産等に甚大な被害が生じるおそれがある施設で、③国営事業で一体的に整備施工する方が経済的かつ効率的である場合には、末端支配面積が20ha以上の施設であれば、国営事業で一体的に整備を可能とし、災害時のリスクを軽減する。

※ 末端支配面積が20ha以上100ha未満の施設の整備に係る国費率については50%等（補助事業と同じ）とする。

末端受益100haの排水路から
おおむね1km以内に存する
重要構造物に隣接又は横断する
末端受益20ha以上の施設まで一体的に整備



国営農用地再編整備事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 38,957 (39,604) 百万円】
【令和6年度補正予算額 24,237百万円】

<対策のポイント>

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上【令和7年度まで】）

<事業の内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上 等

2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）

- ・基幹事業：区画整理、開畑、農地保全 ・併せ行う事業：農業用排水施設
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、中山間地域であること 等

3. 国営農地再編整備事業（次世代農業促進型）

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること 等

4. 国営農地再編整備事業（草地整備型）

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 受益面積 1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携 等

5. 国営農地再編整備事業（耕畜連携促進型）

- ・基幹事業：区画整理 ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 畑作・牧草等の混在地域において、次世代農業促進型と草地整備型のそれぞれの要件を満たすこと 等

※ 総事業費の10%に相当する額の範囲内で、整備に係る行政コストが縮減されること等の要件を満たした場合、延長に関わらず農道単独整備が可能。

<事業実施主体>

国（国費率：農林水産省2/3、北海道75% 等）

※ 下線部は拡充内容

<事業イメージ>

事業実施前



小区画で不整形な農地

事業実施後



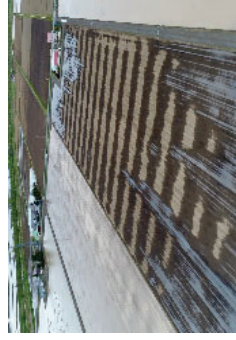
農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良（地下かんがいシステムの導入等）を実施



農地の大区画化、排水改良



地下かんがいシステムの導入

産地収益力の向上等

- 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。

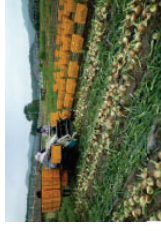


農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させるターンの整備



排水路（埋設管）用水路（埋設管）
営農作業上の障害を除去する用排水路の管路化

- 高収益作物への転換を促進



たまねぎの生産拡大



キャベツの生産拡大

国営農地再編整備事業（拡充）

～食料安全保障の強化に対応するために「耕畜連携促進型」を創設～

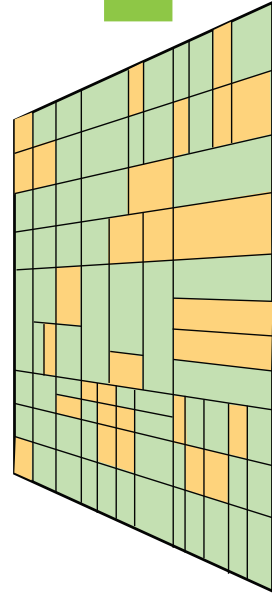
現状

- 今般成立した、食料・農業・農村基本法改正法において、基本理念として食料安全保障の確保が位置づけられたところ。将来的に国内の人口減少に伴い農業者は減少していく見通しの中、食料安全保障の強化に向けては、スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備を行い、農業の持続的な発展を図る必要がある。
- また、畜産農家が給与する飼料や飼料生産のために用いる肥料は海外依存度が高く、食料安全保障の観点から輸入飼料・肥料への依存を減らし、国産飼料を安定的に生産・共有する体制の確立が急務となっている。
- そこで、酪農、畑作等の混在地域において、国が主体となり、耕種農家と畜産農家が耕畜連携を通じて輸入に過度に依存しない食料生産体制構築へ転換を図るための基盤整備を進めていく必要がある。

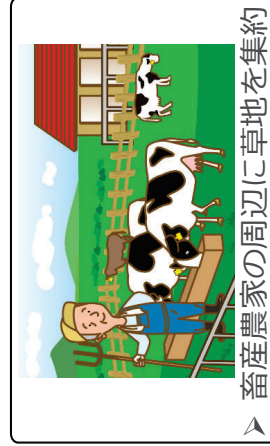
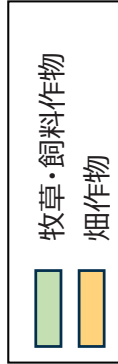
事業内容

畑作・牧草等の混在地域において、高収益作物の導入と耕畜連携の取組を合わせて実現する耕畜連携促進型を創設することで、地区内の分散錯圃を効率的に解消しつつ、耕種農家の所得向上及び国産飼料の安定生産やたい肥利活用による肥料コスト削減を図る。

- 狭小な農地、分散錯圃
- 受益地内で畑作物・牧草の作付が混在



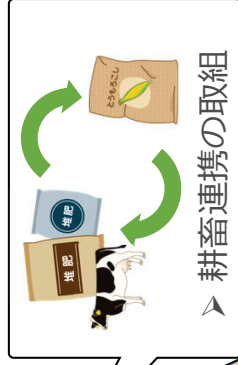
整備前



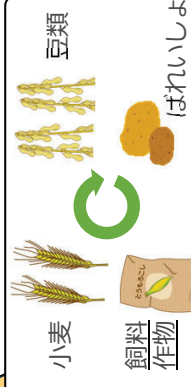
➢ 畜産農家の周辺に草地を集約



➢ 高収益作物、スマート技術の導入による生産性向上



➢ 耕畜連携の取組



➢ 輪作体系の中に飼料作物を組み込み、飼料自給率向上

整備後
(イメージ)

実施要件

- ・ 受益地のうち、水稻・畑作物の生産を主とする範囲では次世代農業促進型、牧草・飼料作物の生産を主として対象とする範囲では草地整備型の採択要件をそれぞれ満たすこと。
- ・ 耕畜連携に関する目標を定めた畜産クラスター計画が策定されており、その目標達成が確実と見込まれること。
- ・ 次世代農業農村振興計画において飼料作物の作付けを位置づけていること。

事業主体・国費率

- ・ 事業実施主体：国
- ・ 国費率：農林水産省 2 / 3
北海道 75% 等